

# アフターケアに関する検討報告書

労災医療専門家会議

平成 17 年 12 月 12 日に取りまとめられた「胸腹部臓器の障害に係るアフターケアについての検討報告書」において、「今回の労災医療専門家会議は、障害認定検討会（胸腹部臓器の障害認定に関する専門検討会）の報告書を受けて、アフターケアの新設及び拡充を検討したものであるが、関連する既存のアフターケアの要綱についても、制定又は改正から相当な期間が経過するものがあることにかんがみ、現在の医療技術を考慮した見直しを行うことが望まれる」との提言がなされた。

このことを踏まえ、アフターケアを適切に実施するために、その目的に沿った措置内容等について最新の医療水準に見合うものとすべく、平成 18 年 9 月 28 日から平成 19 年 2 月 16 日までの間に計 7 回（下記の検討部会の開催回数 3 回を含む。）にわたり労災医療専門家会議を開催した。

さらに、今回、労働福祉事業の見直しの動向を考慮して、特に「アフターケアの基本的考え方に関する検討部会」を設けて、今後アフターケア制度を運用していく上で基本となる考え方について整理・検討を行い、その検討結果を踏まえ、アフターケアの措置内容等を検討した。

これらの検討結果を取りまとめたので、ここに報告する。

平成 19 年 3 月 1 日

労災医療専門家会議	座長	柳澤 信夫	（検討部会 座長）
		石田 仁男	
		伊地知 正光	
		岡崎 祐士	
		奥平 雅彦	（検討部会 メンバー）
		鎌田 光二	
		川城 丈夫	
		木村 彰男	
		黒木 宣夫	
		小出 良平	
		重松 宏	
		谷島 健生	
		戸田 剛太郎	
		馬杉 則彦	（検討部会 メンバー）
		保原 喜志夫	（検討部会 メンバー）
		松島 正浩	
	三上 容司		
	山口 浩一郎	（検討部会 メンバー）	

## 目 次

第1	アフターケアの基本的考え方に関する検討	1
1	検討の背景	1
2	検討結果	2
(1)	対象傷病	2
ア	対象傷病の追加、変更及び削除	2
イ	アフターケアを必要とする傷病	3
(2)	対象者	4
(3)	措置範囲	5
ア	進歩する医学等への適応	5
イ	「治療」と「予防その他の保健上の措置」の区分	5
(4)	実施期間	6
ア	対象傷病ごとに実施期間を定めること	6
イ	実施期間の見直し	6
ウ	実施期間の継続	7
第2	措置内容等に関する検討	8
1	検討結果	8
(1)	実施期間	8
ア	実施期間の見直し	8
イ	実施期間の継続	8
(2)	「頭頸部外傷症候群等」の整理及び「脳の器質性障害」の新設	9
(3)	「頸肩腕症候群」の名称変更	10
(4)	精神療法・カウンセリング等	10
ア	「外傷による脳の器質的損傷」への精神療法の追加	10
イ	精神科作業療法及び精神科デイ・ケアの削除	11
(5)	精神薬の名称の整理	11
(6)	画像検査の範囲の明確化	12
(7)	尿路系障害に対する措置	12
ア	腎機能検査の変更	12
イ	残尿測定検査の追加	12
ウ	尿培養検査の追加	13
エ	排尿障害改善剤及び頻尿治療剤の追加	13
(8)	CRP 検査の追加	13
(9)	併用剤	14

ア	健胃消化剤としての潰瘍治療剤の支給	14
イ	抗てんかん剤に対する肝臓用剤の削除	14
(10)	鎮暈剤の追加	15
(11)	末梢神経障害治療剤の追加及び微小循環系賦活剤	15
(12)	血液一般・生化学検査の名称変更	15
(13)	バクロフェン髄注療法に伴う薬剤再充填の支給	15
(14)	「熱傷」の対象者の追加	16
(15)	白内障等の眼疾患に係るアフターケア	16
ア	眼瞼内反による睫毛乱生の処置の追加	16
イ	外用薬、内服薬の支給	17
(16)	精神障害に係るアフターケア	17
ア	抗精神病薬服用者に対する尿検査	17
イ	特定薬剤治療管理料の追加	17
(17)	呼吸機能障害に係るアフターケア	18
ア	保健指導における禁煙指導の明記	18
イ	呼吸器用貼付剤の追加	18
2	その他（継続検討事項）	18

(関係資料)

- 資料 1 「労災医療専門家会議」の開催要綱
- 資料 2 「労災医療専門家会議」参集者名簿